

足寄町農業委員会 第35回総会会議録

自 令和7年1月30日

至 令和7年1月30日

足寄町農業委員会

令和7年1月30日 第35回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時37分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	7番 松田博幸	8番 遠藤勇
9番 人見華代	10番 石黒彰	11番 岡元義春
12番 吉村進		

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 4 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第35回農業委員会総会

令和7年1月30日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第35回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、1番餌取靖徳委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸

主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年12月26日で、土地の引渡期日も令和6年12月26日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年12月26日で、土地の引渡期日も令和6年12月26日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第10号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番は、令和6年11月22日開催の第33回足寄町農業委員会総会で、北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、買入れされた農地で、今回、受け手に貸し付ける案件です。

なお、案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、省略します。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適

法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾27番3ほか60筆、計61筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、雑種地、山林、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、338,607.30㎡のうち、畑が315,758.30㎡、採草放牧地が3,574㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第35回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 37分 閉会

議 長 吉 村 進

農業委員 舘 取 靖 徳

農業委員 遠 岡 和 宏
